

●香川県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年9月2日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市多和東谷107番2地 先から	前	19.8~30.1	46	道路局部改修事業による 仮設道の設置
さぬき市多和東谷107番5地 先まで	後	19.8~30.1	46	

- 4 供用開始の期日 令和4年9月2日